

## 第5回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 平成29年10月5日(木) 14:00~16:00

場所 市役所本庁舎 4階第4会議室

### — 次 第 —

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 審査事項

- ① 平成29年度鳥取市市民まちづくり提案事業【協働事業部門】(行政提案型事業)の審査【資料1】
- ② 平成29年度市民活動表彰者(団体)の選考【資料2】

4 報告事項

5 その他

6 閉 会

## 第5回鳥取市市民自治推進委員会

### 配付資料一覧

【H29.10.5（木）】

資料番号	資料のタイトル
資料1	平成29年度鳥取市市民まちづくり提案事業【協働事業部門】（行政提案型事業）審査会次第、資料
資料2	平成29年度市民活動表彰者（団体）の選考

平成 29 年度

鳥取市市民まちづくり提案事業【協働事業部門（行政提案型事業）】

## 第 3 回公開面接審査会 次第

日時：平成 29 年 10 月 5 日（木）午後 2 時 00 分～

場所：鳥取市役所本庁舎 4 階第 4 会議室

## 1. 審査方法・審査スケジュールの説明（午後 2 時 00 分）

## 2. 公開面接審査（午後 2 時 5 分～ 2 時 20 分）

団体名	開始時間	終了時間
鳥取の女性を応援する実行委員会	14:05	14:20

## 3. 審査方法

- ・説明 5 分と質疑応答 10 分の面接審査を行います。
- ・説明と質疑応答の終了 1 分前にベルを 1 回、終了時間にはベルを 2 回鳴らしてお知らせします。
- ・事業評価は申請書類と面接審査を総合し、各審査項目につき 5 点満点で採点します。

## 4. 審査項目

1	公共性	社会ニーズや住民ニーズなどが的確に把握され、地域社会の発展又は地域課題の解決に繋がるものであるか
2	実現性	協働事業の内容や実施方法は、実現性が高いか
3	効果性	事業成果の活用や他への波及効果が期待できるものか
4	協働性	協働で実施することにより、大きな効果や住民サービスの向上が期待できるものか 事業の実施体制、役割分担が明確化しているか
5	費用の妥当性	実施事業経費が適正に計上されているか 予算の収支、経費の見積もりは妥当か

## 5. 審査員

鳥取市市民自治推進委員会の委員が審査員となり、評価します。



平成29年度

鳥取市市民まちづくり提案事業

【協働事業部門（行政提案型事業）】

## 第3回審査会資料

### もくじ

募集要項、行政課題	P 1～ 5
市民まちづくり提案事業助成金交付要綱	P 6～10
審査基準	P 11～12
申請事業一覧表	P 13
申請事業実施計画書	P 14～17
担当課意見書	P 18
会則、会員名簿	P 19～20

テーマ：「女性活躍応援事業」

No	団体名	審査時間		開始ページ
		開始	終了	
1	鳥取の女性を応援する実行委員会	14:05	14:20	P14



平成29年度  
市民まちづくり提案事業  
再募集します！

〈応募期間〉

平成29年9月1日（金）～9月29日（金）

鳥取市の抱える行政課題の解決をめざして、ボランティア団体、NPO法人、まちづくり協議会など市民活動団体のみなさんが、鳥取市と協働で行っていただけの事業を募集します。

～以下の行政課題（テーマ）を解決する事業を募集します～

テーマ：「女性の活躍推進につながる事業」

目 的

市民主導による女性活躍の推進をとおして、必要な知識や手法等の情報交換ができる仲間づくりの形成とリーダーとなるロールモデルの育成をすすめ社会の活性化を促す。

主管部局

男女共同参画課

(TEL) 0857-20-3166

お問い合わせ・書類提出先

〒680-8571 鳥取市尚徳町116番地（市役所本庁舎3階）

鳥取市企画推進部地域振興局協働推進課

電 話：(0857) 20-3182 FAX：(0857) 21-1594

Eメール：[kyodosuishin@city.tottori.lg.jp](mailto:kyodosuishin@city.tottori.lg.jp)

## 1 この事業は・・・(事業の目的)

市民まちづくり提案事業は、市民活動団体の新しい発想や柔軟性、専門性を活かした「まちづくり事業」の提案を募集し、提案団体と市が協働して取り組むことで、地域の課題解決やまちの活性化につなげていくことを目的としています。

また、この事業を通じて市民活動団体が、協働事業を提案しやすい環境づくりを進めながら、市民活動団体と市とのよりよい協働によるまちづくりを推進していきます。

## 2 提案できる団体

市内に住所を置く又は主に市内で活動しており、提案する事業を主体的に行っていただけの市民活動団体(※)です。

### (※) 市民活動団体とは

この制度における市民活動団体は、以下のいずれかの分野で活動し、営利を主たる目的とせず、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする団体で、ボランティア団体、NPO 法人、自治会、まちづくり協議会などが考えられます。

### ※提案できない団体

- ①宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体
- ②政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体
- ③公職選挙法第3条に規定する公職にある者(当該候補者になろうとする者を含む)又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする団体
- ④暴力団員または暴力団やその構成員の統制下にある団体

## 3 提案できる事業

市が設定した表紙の行政課題(テーマ)の解決を目的として、平成29年度に実施・完了し、市と協働することにより相乗効果が期待できる事業の提案を募集します。

### ※提案できない事業

- ①政治、宗教及び営利を目的とする事業
- ②平成29年度において国又は地方公共団体による財政的な補助を受けている事業
- ③事業効果が特定の個人・団体又は地区住民のみに帰属する事業
- ④施設等の整備、または設備や備品の整備を主たる目的とする事業

## 4 提出書類と提出方法

事前に各テーマの担当課と事業内容を協議していただいた上で、次の書類を提出してください。様式は市ホームページからダウンロードできます。

- ①市民まちづくり提案事業実施計画書
- ②団体の会則、規約等、及び会員名簿(会則等がない場合は別途ご相談ください)
- ③その他これまでの活動実績のわかる資料

書類は表紙のお問合せ・書類提出先までご持参いただくか、郵送してください。

## 5 助成金の算出について

提案事業に対する助成金は、以下の助成金額や助成対象経費に基づいて算出します。

### ①助成金額

助成率	上限額
助成対象経費の10分の10以内	40万円

### ②助成対象経費

助成金交付の対象となる経費は、提案事業の実施に直接要する次の経費です。

費目	対象となる経費の例
人件費	・アルバイトなど臨時スタッフの経費 ※補助の対象となる単価の上限は、1時間当たり924円とします。 ※対象経費の10%以内
謝礼金	・講師、活動指導者への謝礼 ・調査・研究に対する報酬
旅費	・講師、活動指導者の交通費、宿泊費の実費 ・提案者（又はその構成員）が要請に応じて出向く際の交通費 ※日時・交通費・経路・運賃等を明確にしてください。 ※宿泊費は1泊 9,800円を上限とします。 ※自家用車の場合はkmあたり16円を上限とします。 ※上限額を超える部分は、補助対象外経費に計上してください。
消耗品費	・事務用品、書籍等の購入費 ・材料、燃料等、消耗品の購入費 ※1点1万円未満のものに限る
印刷製本費	・チラシ・ポスターの印刷代 ・写真の現像代
通信運搬費	・切手代、郵送料、宅配費用 ※提案者（又はその構成員）に対する運搬費はガソリン代等の実費を上限とします。（距離(km)×燃料時価÷燃費(10km/l)）
保険料	・イベント保険、ボランティア保険等の保険料
委託料	・通訳・翻訳・原稿料 ・クリーニング代
使用料・賃借料	・会場・施設の使用料 ・車両・機械レンタル料

### ③ 助成対象とならない経費

次のような経費は対象となりません。ただし、事業全体を明らかにしていただく必要があるため、収支予算(様式2号)には、事業にかかる経費をすべて記載してください。

- ・飲食費
- ・会員に対する謝礼金、委託費、使用料・賃借料
- ・団体の経常的な運営に関する経費（事務所の光熱水費など）
- ・参加者への金品の補助、及び景品、記念品などの購入経費

※対象経費は領収書等により確認できることが必要となりますので、事業終了後、実績報告書と領収書等の写しを提出していただきます。

## 6 審査・選考方法

### (1) 提案事業の審査会

提案内容の審査は、鳥取市市民自治推進委員会(※)が行います。

提案団体は、審査会において事業内容のプレゼンテーションと鳥取市市民自治推進委員からの質問に答えていただきます。審査会の日程は、別途お知らせします。

鳥取市市民自治推進委員会は審査結果に基づき、市民まちづくり提案事業として助成金を交付する候補事業を市長に推薦します。

#### ※鳥取市市民自治推進委員会

学識経験者、市民活動関係者、一般公募市民等で構成され、鳥取市の参画と協働のまちづくり及び市民活動の推進について調査・審議し、答申を行う市長の諮問委員会

### ★審査のポイント ～主に次の点を審査します～

項目	内容
公共性	社会ニーズや住民ニーズなどが的確に把握され、地域社会の発展又は地域課題の解決に繋がるものであるか。
実現性	協働事業の内容や実施方法は、実現性が高いか。
効果性	事業成果の活用や他への波及効果が期待できるものか。
協働性	協働で実施することにより、大きな効果や住民サービスの向上が期待できるものか。事業の実施体制、役割分担が明確化しているか。
費用の妥当性	実施事業経費が適正に計上されているか。予算の収支、経費の見積もりは妥当か。

### (2) 助成金交付決定

鳥取市市民自治推進委員会による審査の結果を基に、市長は助成金を交付する事業及び交付額を決定し、その結果を市民まちづくり提案事業助成金交付決定通知書により提案団体に通知します。

## 7 事業のながれ

時期	項目	説明
9月	提案事業のテーマの発表	この募集要項により、事業のご提案を募集します。
	担当課との協議	担当部署と協議したうえで、書類を作成いただきます。
	書類の提出	詳細は「4 提出書類と提出方法」をご覧ください。
10月	審査会	詳細は、「6 審査・選考方法」をご覧ください。
	提案事業の採否決定	
	事業実施	事業内容は原則として変更できませんので、事前にご相談ください。
事業	事業実施報告	事業報告書、写真、事業に係る領収書等をご提出いただきます。
終了後	助成金の請求・交付	概算払を受けることもできます。
H29	事業報告会	提案団体のご協力をお願いすることがあります。

★提出していただいた書類は個人情報を除き、情報公開の対象となります。

★事業実績を市のホームページなどで広く情報公開していきます。

平成29年度 鳥取市市民まちづくり提案事業（行政提案型事業）

行政課題（テーマ）

<p>テーマ</p>	<p>女性の活躍推進につながる事業</p>
<p>背景・目的</p>	<p>平成28年4月に「女性活躍推進法」が施行され、鳥取市においても働く女性はその希望に応じて能力を十分に発揮できる働き方やワークライフバランスを推進している。女性の活躍の場を拡大することは、地域の活性化や男女の働き方改革の推進にもつながるものである。しかし、女性が抱える「仲間づくり、人脈づくり、スキルアップの場、何から始めていいのかわからない」等の問題を解決しなければ、実現は難しく、併せてロールモデルとなる女性の育成も十分できず、市民間の交流と学習の場が不可欠となる。</p> <p>市民主導による女性活躍の推進をとおして、必要な知識や手法等の情報交換ができる仲間づくりの形成とリーダーとなるロールモデルの育成をすすめる、社会の活性化を促す。</p>
<p>実施してほしい事業の例示</p>	<p>女性の活躍推進をすすめるために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会で活躍したい女性が抱える不安の解消、人脈づくり、実現するためのスキルアップできる機会の提供（交流）</li> <li>・ ロールモデルとなる地域の女性からの情報発信（学習）</li> <li>・ 社会での活躍を維持するため働く人へのストレスオフの実践（体験）</li> </ul> <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ セミナー、ワークショップ、ワールドカフェ等</li> </ul>
<p>市の役割 想定する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案いただいた事業について協議を行い、具体的な取り組みを協働で検討し、役割分担する</li> <li>・ 広報誌、ホームページ、フェイスブック等の掲載による広報活動をする</li> <li>・ 関係機関、他部署との連携、調整を行う</li> <li>・ 必要な情報提供を行う。</li> </ul>
<p>担当部署</p>	<p>男女共同参画課</p> <p>0857-20-3166</p>

## 鳥取市市民まちづくり提案事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市市民まちづくり提案事業助成金（以下「本助成金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本助成金は、地域の課題解決やまちの活性化のために、市民等からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」を実施することにより、市民活動が活性化し、市民と行政の協働のまちづくりを推進することを目的として交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において「市民活動団体」とは、鳥取市市民活動の推進に関する条例（平成15年鳥取市条例第2号）第2条第2号に定める団体をいう。

### (助成対象事業)

第4条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、第5条に規定する者が自ら企画、運営し実施する本市のまちづくり活動に関する事業であって、市長が事業の内容、時期、経費等が適当と認めたものとし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 創造的な市民活動事業 設立後3年未満の市民活動団体が実施する事業
  - (2) 公益的な自主事業 設立後1年以上が経過した市民活動団体が実施する事業
  - (3) 行政提案型事業 市が示す行政課題の解決のため市民活動団体等が企画立案する事業であって、市との協働により行政課題の効果的な解決が期待できるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象事業実施にあたり、国又は地方公共団体から、この要綱による助成金以外の助成金の交付を受ける場合は、助成対象事業の対象としないものとする。

### (助成金交付対象者)

第5条 本助成金の交付対象となる者は、助成対象事業の区分に応じそれぞれ別表で定める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付対象となる者としなないものとする。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とする者
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする者
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政

- 党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする者
- (4) 助成対象事業を実施する者が、申請年度において、既にこの要綱による本助成金の交付を受けているとき。
  - (5) 前条第1項第1号に該当する事業を実施する市民活動団体が、既に本助成金の交付を受けているとき。
  - (6) 前条第1項第2号に該当する事業を実施する者が、本助成金の交付を通算して3回受けているとき。

(助成対象経費)

第6条 本助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち別表に掲げるものとする。

(助成金の算定等)

第7条 助成金の額は、別表に定めるところにより、助成対象経費に補助率を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）又は限度額のいずれか低い額で算定し、予算の範囲内で市長が定める額とする。ただし、当該事業について民間団体等の助成金の交付を受け、本助成金の額との合計が助成対象経費を超えるときは、その超える額を本助成金の額から減じるものとする。

(交付申請)

第8条 本助成金の交付申請は、規則第4条に定める申請書に別表に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(審査)

第9条 市長は、本助成金の交付の適否及び本助成金の額の審査にあたっては、別表に掲げるとおり行うものとする。

(承認を要しない変更)

第10条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本助成金の増額
- (2) 本助成金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第11条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(概算払)

第12条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本交付金は、概算払により交付することができる。

(実績報告)

第13条 本助成金の実績報告は、規則第12条に定める報告書に別表に定める書類を添付して行わなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、地域振興局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月21日から施行し、改正後の鳥取市まちづくり提案事業助成金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

鳥取市市民まちづくり提案事業助成金交付要綱 別表（第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第13条関係）

区分	助成金交付対象者	助成対象経費	補助率	限度額	申請書に添付する書類	審査	実績報告に添付する書類
創造的な市民活動事業  公益的な自主事業	市民活動拠点 アクティブと とりに登録 する市民活動 団体	次に掲げる経費。ただし、当該市民活動団体の構 成員に対するものは除く。 (1) 報償費（講師・専門家への謝礼等、調査研 究等に係る報償費等） (2) 旅費（講師・専門家等の交通費、通行料金、 宿泊費等） (3) 需用費（機材・資材・書籍等の購入費、手 ラシ・ポスター・報告書等の印刷費、材料費、 消耗品費等） (4) 役務費（通訳・翻訳・原稿料、通信運搬に 係る経費、保険料等） (5) 使用料及び賃借料（会場使用料、車輛・機 械等の賃借料等） (6) その他、市長が必要と認める経費（事前に 協議し了承を得ること。）	10分 の10	10万 円	鳥取市市民 まちづくり 提案事業実 施計画書（様 式第1号）	鳥取市まちづくり 提案事業に係る業 務の一部を委託す る社会福祉法人鳥 取市社会福祉協議 会が設置する審査 会の意見を聴くも のととする。	鳥取市市民ま ちづくり提案 事業実績報告 書（様式第4 号）
			5分の 4	20万 円			

市民活動促進部門

区分	行政提案型事業	助成金交付対象者	市民活動団体等の各種団体	助成対象経費	同上。ただし、アルバイトなどの人件費については、当該経費の1割を上限として認める。	補助率	10分の10	限度額	40万円	申請書に添付する書類	鳥取市市民まちづくり提案事業実施計画書(様式第2号)	審査	実績報告に添付する書類

協働事業部門

鳥取市市民まちづくり提案事業助成金  
協働事業部門（行政提案型事業）

審 査 基 準

鳥取市市民まちづくり提案事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）別表に定める協働事業部門（行政提案型事業）について、要綱第9条の規定に基づく審査は、次に掲げる基準により行うものとする。

1 助成対象者

助成対象者は、鳥取市自治基本条例第2条第1項に定める市民及び鳥取市市民活動の推進に関する条例第2条第2号に定める市民活動団体をいう。

2 審査の方法

審査は次の方法によりこれを行う。

- (1) 書類審査
- (2) 面接審査

3 審査員

審査員は市民自治推進委員会委員（以下、委員という。）とする。ただし、要綱第8条に基づき申請書を提出した市民活動団体に所属する委員は、当該事業の審査会には参加できないものとする。

4 審査項目

1. 公共性 （社会ニーズや住民ニーズなどが的確に把握され、地域社会の発展又は地域課題の解決に繋がるものであるか）
2. 実現性 （協働事業の内容や実施方法は、実現性が高いか）
3. 効果性 （事業成果の活用や他への波及効果が期待できるものか）
4. 協働性 （協働で実施することにより、大きな効果や住民サービスの向上が期待できるものか。事業の実施体制、役割分担が明確化しているか）
5. 費用の妥当性 （実施事業経費が適正に計上されているか。予算の収支、経費の見積もりは妥当か）

5 採点基準

審査項目について、それぞれ5点評価（5点：大いに認められる、4点：認められる、3点：まあ認められる、2点：やや認められない、1点：認められない）とする。

## 6 推薦基準

過半数の委員の評価が15点以上であること。ただし、いずれかの項目において、「1点：認められない」と評価した委員が出席する委員の過半数を占める場合は協議のうえ決定する。

## 7 審査結果の報告

市民自治推進委員会は、審査結果に各事業に対する意見を添えて市長へ報告するものとする。

平成29年度

市民まちづくり提案事業助成金【協働事業部門(行政提案型事業)】

### 申請事業一覧

テーマ:「女性の活躍推進につながる事業」

	団体名	事業名	事業費	申請金額
1	鳥取の女性を応援する 実行委員会	女性活躍応援事業	400,000円	400,000円



テーマ：「女性の活躍推進につながる事業」

団体名：鳥取の女性を応援する実行委員会

【添付書類】

書類	有無
市民まちづくり提案事業実施計画書	○
会員名簿	○
これまでの活動実績のわかる資料	×
団体の会則、規約等	○



鳥取市市民まちづくり提案事業実施計画書

1 団体概要

団体名	鳥取の女性を応援する実行委員会
提案者の氏名又は 代表者の役職及び氏名	役職 (ふりがな) いしはらいずみ 実行委員長 石原 泉美
住所又は所在地	〒680-0944 鳥取市布勢 338-5
電話番号	090-6405-8672
FAX 番号	0857-53-5833
E-mail	izumi-hand0184@gmail.com
ホームページ	
設 立	平成 29 年 4 月
会 員 数	8 人 (平成 29 年 9 月 20 日現在)
会 費	無
担当者連絡先	ふりがな いしはらいずみ 担当者名 石原 泉美
	住 所 〒680-0872 鳥取市宮長 266-76
	電話番号 090-6405-8672
	FAX 番号 057-53-5833
	E-mail izumi.hand0184@gmail.com
活動の目的	起業・フリーランスで活躍するメンバーが、それぞれの専門性を活かし、鳥取の女性の多様な働き方の促進につながるような手助けや情報の提供を行うことで、鳥取でイキイキと過ごす女性を増やし、地域活性化につなげることを目的とする。
主な活動場所	鳥取市周辺
主な活動内容・実績	鳥取で開催されるイベントへの出店 女性の心と体の癒しと健康のためのイベントの企画および運営

## 2 事業企画

事業名	女性活躍応援事業
行政課題	女性の活躍推進につながる事業
事業の 目的と効果	<p>(事業を実施する目的と、どのような効果が期待できるか記入してください)</p> <p>・地域で活躍する専門性を身に着けた女性が、輝きイキイキとしている姿を発信し、経験や情報を提供・共有し、併せて技術を提供することで</p> <p>〈目的〉</p> <p>① 鳥取の女性が社会で活躍するためのきっかけづくりをする。</p> <p>② ロールモデルになる人材の育成や発掘。</p> <p>③ 人脈づくりを通して、悩める女性の孤立化の防止と地域活性化をはかる。</p> <p>〈効果〉</p> <p>① 女性の活躍を促進することで、地域に活力が生じる。</p> <p>② 起業・フリーランス等、地域で活躍しようとする女性の夢を具現化でき、「鳥取は、多様で柔軟な働き方ができる」イメージアップにつながる。</p> <p>③ 現在、企業・フリーランスで活躍する人材をふくめ地域の中でのロールモデルの育成につながる。</p> <p>④ 仕事や家庭のストレスオフの機会となり、生じた活力が地域へも波及される。</p>
事業内容	<p>(①実施予定日、②対象者、参加予定人数、③実施場所、事業概要などを記入してください)</p> <p>① 実施予定日 12月9日(土曜日)</p> <p>② 対象者 市内のすべての女性</p> <p>③ 参加予定人数 100名</p> <p>④ 開催場所 カフェソースバンケット(若桜街道の施設)</p> <p>⑤ 事業概要</p> <p>○講演会 一般社団法人日本ラブミー協会 代表理事 小山吉美 女性応援プロデューサーとして、大阪を中心に全国で講演会やセミナーを開催。 女性リーダーの育成や起業支援、また、学校の保護者会等をはじめとした子育て世代への講演会など幅広く女性活躍に関わられている。</p> <p>○ロールモデルとなる地域の女性達とトークセッション(座談会) 専門分野に分かれ、起業・フリーランスのロールモデルから、起業するための方法やスキルアップの情報、リアルな声を共有する。 マッチングによる仲間づくりと新たなロールモデルとなる人材発掘。</p> <p>○地域で起業・フリーランスを実践するメンバーによる体験型ワークショップ 仕事や家事、育児や介護等で疲れた心と体へのストレスオフの機会の提供。</p>

協働の方法	(提案団体が行うこと、この事業に関係する市の担当課と市が行うこと、他団体の協力が必要な場合は、協力団体の名称とその団体が行うことを記入してください)			
	提案団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性を応援する講演会および参加型ワークショップの企画、運営</li> <li>・体験ブースの出店</li> <li>・メンバーによる、HP・ブログ・フェイスブック・チラシ配布による広報</li> </ul>		
	市	<table border="1"> <tr> <td>担当課名</td> <td>男女共同参画課</td> </tr> </table>	担当課名	男女共同参画課
		担当課名	男女共同参画課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報（市報、ホームページ、フェイスブック等）</li> <li>・関係課・関係団体などへの周知</li> </ul>				
他団体	<table border="1"> <tr> <td>団体名</td> <td></td> </tr> </table>	団体名		
	団体名			
協働の効果	<p>(市との協働によりどのように課題が解決されるか、また、市が単独で実施する場合と比べ、どのような点で優れているかを記入してください)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市と協働することは、市の信頼性の高さから市民に安心して参加していただけます。また、幅広い年齢の人々の参加も見込まれ、多くの集客が期待できます。</li> <li>・個人での起業、フリーランスで活躍する人材などの幅広いネットワークにより、すばやく情報発信することができます。また、専門家・体験者としての知識や体験談を直に届ける事ができるため、今回の参加者への満足度も高まります。</li> <li>・会場で聞いた女性の悩みや不安など、市と情報共有することができ、今後の女性活躍の推進にいかせます。</li> </ul>			
その他特筆すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの分野で、専門性や高いレベルの技術を習得している中心メンバーであること。</li> </ul>			

### 3 収支予算

#### ①収入の部

費目	金額(円)	内訳
助成金	400,000	鳥取市市民まちづくり提案事業助成金
自己資金	0	
その他 (参加費等収入)	0	
合計	400,000	

#### ②支出の部

費目	金額(円)	内訳	
補助対象経費	人件費	28,800	イベントスタッフ 900×8時間×4人
	謝礼金	80,000	講師謝礼 50,000円、座談会講師 5,000円×6人
	旅費	33,330	講師交通費 11,110円 打ち合わせ 11,110円×2 JR スーパーはくと(鳥取大阪往復)
	消耗品費	67,870	事務用品、材料費、各座談会資料代
	印刷製本費	80,000	印刷代 (チラシ・ポスター、当日資料のデザイン料含む)
	通信運搬費	10,000	郵送料
	保険料		
	委託料	50,000	看板製作(会場看板、演題等) 50,000円
	使用料・賃借料	50,000	会場使用料
	小計(A)	400,000	
補助対象外経費	食糧費		
	その他		
	小計(B)		
合計(A)+(B)	400,000		

※収入の合計額と支出の合計額が同額になるように記載してください。

## 担当課意見書

提案事業名 女性活躍応援事業

担当課名 男女共同参画課

1. 社会や住民のニーズに沿った計画であるか。また、市の方針に沿っているか。
<p>・第3次鳥取市男女共同参画かがやきプランにおいて、女性の起業や多様な働き方の実現、リーダーとなる女性の人材育成など女性の活躍を推進しているところである。</p> <p>・能力が発揮できる働き方を実現させたい女性は多く、市の起業推進員への相談もある。先輩起業者や同じ悩みを持つ人など多くの人と交流できる機会づくり、また、起業に限らず社会で活躍したい女性が抱える不安の解消の場や人脈づくりの場として有益であると考える。</p>
2. 計画の実現性
<input checked="" type="checkbox"/> あり ・ <input type="checkbox"/> なし
3. 協働の方法
<p>協働の可否</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>協働できる ・ <input type="checkbox"/>協働できない</p> <p>役割の分担</p> <p><input type="checkbox"/>共 催（具体的には )</p> <p><input type="checkbox"/>実行委員会（具体的には )</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>事業協力（具体的には 企画・運営アドバイス )</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>後 援（具体的には 市報、ホームページ、フェイスブック等広報PR )</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>情報提供・情報交換（具体的には 調査、計画等の情報の提供 )</p> <p><input type="checkbox"/>そ の 他（具体的には )</p>
4. 期待できる効果
<p>・新たなロールモデル、地域のリーダーとなる女性の育成につながる。</p> <p>・多様な働き方を実現する女性の増加に伴い、生産性やイノベーション力を引き上げる効果が期待できる。</p>
5. 提案事業の実施にあたっての意見
<p>・市民が多数参加できるイベントになるよう、講演会や座談会の企画に配慮するとともに、広報にも力を入れていただきたい。</p>

## 鳥取の女性を応援する実行委員会会則

### (名称)

第1条 この会は、鳥取の女性を応援する実行委員会(以下「委員会」という。

### (目的)

第2条 この委員会は、様々な専門性を身に着けたメンバーが、鳥取の女性の多様な働き方の促進につながるような手助けや情報の提供や交流の場を計画したり、専門的な技術をとoshi、ストレスオフの機会を提供することで、鳥取でいきいきと過ごす女性を増やし、地域の活性化につなげる事を目的とする。

### (事業)

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 社会で活躍したい女性が抱える不安の解消、人脈づくり、夢を実現するためのスキルアップできる機会の提供に関すること。
- (2) ロールモデルの発掘と育成に関すること。
- (3) ストレスオフの実践に関すること。

### (委員会の構成)

第4条 委員会は、第2条の目的に賛同する別表1に掲げる個人をもって構成する。任期は平成30年3月31日までとする。

### (役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- 1 役員は、委員長1名、副委員長1名、監事2名とする。
- 2 役員は、委員の互選によって選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐する。
- 5 監事は会計その他の事務を監査する。

### (委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、事業内容や運営方法について協議する。

### (経費)

第7条 実施についての経費は、鳥取市の補助金等をもって充てる。

### (会計年度)

第8条 会計年度は会則施行日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

### (補足)

この会則に定めるもののほか、運営に関する必要な事項は委員長が別に定める。

実行委員会委員名簿

1	実行委員長	石原 泉美	リフレクソロジーizumi
2	実行副委員長	林 裕子	女神クリエイターはやしひろこ
3	監事	鐘築 香織	hokkori*aroma 花織
4	監事	野々上 真由	ののごはん
5	実行委員	藤井 淳子	富士掌淳
6	実行委員	岸本 宏那	燕珈琲
7	実行委員	定永 幹	さだなが農園
8	実行委員	石原 ミチコ	NPO 法人十人十色



# 平成 2 9 年度 市民活動表彰者（団体）の選考

委員会としての表彰推薦者（団体）の選考の流れ

1. 表彰推薦者（団体）の選考方法の説明
2. 候補者の紹介
3. 採点
4. 協議
5. 表彰推薦者（団体）の決定

## 市民活動表彰 選考方法について（平成29年度）

市民活動表彰の制度は、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層推進することを目的としています。

### 1 推薦対象者及び推薦基準

市内を中心として市民活動に取り組み、鳥取市の市民活動の推進に顕著な功績のあった市民、市民活動団体及び事業者。

市民活動表彰制度創設にあたり、地道な活動をされている方を取り上げて表彰したいという考えがあったため、推薦基準は次のとおりとしています。

- (1) 市内を中心に市民活動に取り組んでいること（活動が広く市民を対象としているか）
- (2) 多くの市民の賛同が得られること（活動内容に公共性があるか）
- (3) 今後も継続的な活動が期待できること（自主的・自立的な活動であるか）

### 2 選考方法及び選考基準

この表彰制度は一過性のものではなく、今後も継続していく制度であり、年度により表彰該当者のばらつきが発生することを抑えるため、下記の選考基準を設けて委員会としての適否の判定において運用していくこととします。

それぞれの活動団体（個人）ごとに、以下の項目のいずれかに当てはまる活動であるかどうかを委員会で審査し、市長への推薦の適否を判断することとします。

#### 選考基準

- ①先駆性・独自性……他の模範となる先駆的な取組である。または、ユニークな点や創意工夫、地域の歴史・地理等を生かした取組である。
- ②発展性……規模の拡大や内容の多様化、他への波及が期待できる。
- ③協働性・連携性……行政と協働して行っている。または、市民と連携・協力して行っている。
- ④効果性……市民の満足度が高い活動である。または、地域の活性化に寄与する活動である。
- ⑤継続性……今後も継続的な活動が期待できる。

※ 審査の結果、市民自治推進委員会の委員の意見が分かれた場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとします。

#### （参考）推薦状況

平成24年度は13件推薦があり、委員会として7件選考し市長へ推薦を行いました。

平成25年度は6件推薦があり、委員会として2件選考し市長へ推薦を行いました。

平成26年度は11件推薦があり、委員会として6件選考し市長へ推薦を行いました。

平成27年度は7件推薦があり、委員会として全て市長へ推薦を行いました。

平成28年度は5件推薦があり、委員会として全て市長へ推薦を行いました。

## 参考

### ○鳥取市市民活動の推進に関する条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民活動 市民(市内で事業又は活動を行う団体を含む。以下同じ。) が自主的、自律的に行う営利を主たる目的としない次に掲げる活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

- ア まちづくりの推進を図る活動
- イ 保健、医療、福祉又は健康の増進を図る活動
- ウ 社会教育の推進を図る活動
- エ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- オ 環境の保全を図る活動
- カ 災害救援活動
- キ 地域安全活動
- ク 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ケ 国際協力の活動
- コ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- サ 子どもの健全育成を図る活動
- シ 情報化社会の発展を図る活動
- ス 科学技術の振興を図る活動
- セ 経済活動の活性化を図る活動
- ソ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- タ 消費者の保護を図る活動
- チ 観光の振興を図る活動
- ツ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- テ アからツまでに掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（市民活動の促進）

第6条 市は、次に掲げる市民活動の促進に関する施策を策定し、実施しなければならない。

- (1) 市民活動の拠点となる施設を確保するとともに、市民活動団体の活動に必要な体制を確立することにより、まちづくり等の市民活動を促進すること。
- (2) 市民活動に関する市民の理解を深め、活動への市民の積極的な参加と協力を促すため、必要な啓発及び学習機会の提供を行うこと。
- (3) 市民活動団体を実施する研修等を支援すること。
- (4) 市民活動及び市民活動団体に関する情報の収集及び提供のために必要な措置を講ずること。
- (5) 市民、市民活動団体及び市相互の連携及び交流を図ること。
- (6) 市民活動の推進に顕著な功績があった市民及び市民活動団体を表彰すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民活動の促進のために必要な施策を行うこと。

## 鳥取市市民活動表彰要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市市民活動表彰（以下、「本表彰」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本表彰は、鳥取市市民活動の推進に関する条例（平成15年鳥取市条例第2号。以下「条例」という。）第6条第6号に基づき、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、もって市民活動をより一層推進することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において「市民活動」とは、条例第2条第1号に定める活動をいう。

### (表彰の対象)

第4条 この表彰は市民活動の推進に顕著な功績のあった市民及び市民活動団体、事業者に対して行う。ただし、本市が設ける他の表彰制度に該当するものを除くものとする。

### (選定)

第5条 市長は、被表彰者を決定する際は、鳥取市自治基本条例（平成20年鳥取市条例第25号。）第29条に定める市民自治推進委員会の意見を聴くものとする。

### (表彰)

第6条 本表彰は、表彰状に記念品を添えて行うものとする。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、企画推進部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成20年5月23日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年9月12日から施行し、改正後の鳥取市市民活動表彰の規定は、平成26年4月1日から適用する。

平成29年度 市民活動表彰 審査表

選考基準を踏まえ、推薦された活動について、以下のように判断します。

番号	表彰候補者	活動分野	活動内容	選考基準	推薦の適否
1	鳥取市鹿野町鹿野 ボランティア“城山まもりたい” 代表者 佐々木 豊 推薦者：鹿野地区公民館 館長 村上 光重	まちづくりの振興を図る活動	住民と行政との協働により「歴史や自然学習の場・散策や登山などを楽しむ憩いの場」として城跡公園の保全に努めることを目的とし、平成20年の設立以来、清掃作業や植栽・剪定等の自然環境整備を進めている。 鹿野小5年生の総合学習への参加、しかの学校応援団と協働で地域の学校の環境整備に取り組む等、地域との連携強化を図っている。	①先駆性 ②発展性 ③協働性 ④効果性 ⑤継続性 ・独自性 ・連携性	適当・不適
2	鳥取市河原町袋河原 のばなの会 代表者 萩原 元春 推薦者：鳥取生協病院緩和ケア病棟 看護師長 小原 美穂	健康の増進を図る活動	平成27年の設立以来、老人施設・公民館・市民健康サロン等において、認知症・市民の健康年齢の延長を目的として、生ギターによる合唱の音楽と健康体操を融合させた「心と体の健康講座」を開催する活動を行っている。 特に生協病院の緩和ケア病棟では、音楽を通じてがん患者の心を癒し、生を支える援助を行っている。	①先駆性 ②発展性 ③協働性 ④効果性 ⑤継続性 ・独自性 ・連携性	適当・不適
3	鳥取市吉成南町二丁目 南吉成クラブみなみ会 代表者 山根 登喜隆 推薦者：南吉成町内会 会長 田島 大介	まちづくりの推進を図る活動	平成21年の設立以来、公園や土手の遊歩道の環境整備、独居高齢者宅訪問の実施、いきいきサロンを開設し地域福祉活動の推進、また町内会と一緒に交通安全マナーアップ運動や防災訓練等様々な活動へ積極的に参加し、地域の方々の暮らしを温かくサポートしている。 さらに、美保南地区や美保南小学校の環境整備にも活動の場を拡げている。	①先駆性 ②発展性 ③協働性 ④効果性 ⑤継続性 ・独自性 ・連携性	適当・不適
4	鳥取市古郡家 古郡家環境保全隊 代表者 雨河 俊夫 推薦者：米里地区自治会 会長 渡邊 勸治郎	農山漁村の振興を図る活動	平成19年の設立以来、集落内の農地や水路等の保全維持を中心に活動するほか、地域住民、子ども達と一緒に通学路やプランター等への植栽、久末川土手の秘土手づくりを行い、集落の活性化にも貢献している。 また中臣崇健神社や古郡家1号墳の解説看板作成、休耕田を活かした古代米作り等、地域の歴史・文化を活かした農村環境づくりを進めている。	①先駆性 ②発展性 ③協働性 ④効果性 ⑤継続性 ・独自性 ・連携性	適当・不適
5	鳥取市越路 越路環境保全 代表者 植垣 誠 推薦者：米里地区公民館 館長 山根 章二	環境の保全を図る活動	越路環境保全は集落の全世帯で構成されており、平成19年の設立以来、ため池の草刈りや泥上げの作業、被害被害防止用の金網設置、点検、補修を毎年全員で行っている。また集落内の広場に花を植栽して景観維持に努めている。 ホタルや水辺の生物の観察を一緒にしている子ども会からも、楽しみながら地域の自然の現状を知ることが出来ると喜ばれている。	①先駆性 ②発展性 ③協働性 ④効果性 ⑤継続性 ・独自性 ・連携性	適当・不適
6	鳥取市松並町二丁目 城北ふらっとサロン 代表者 橋本 京子 推薦者：城北地区自治連合会 会長 水田 憲夫	まちづくりの推進を図る活動	健康診断や講話、カラオケ等、住民が集い交流する場を平成23年12月より毎週水曜日に欠かさず開設し、城北地区の誰もが気軽に立ち寄りくつろげる「ひだまり」のような居場所として地域住民に定着している。 行政や地域の福祉事業所等との窓口として情報伝達を行ったり、高齢者の居場所作りに貢献しており、地区のまちづくりには欠かせない組織となっている。	①先駆性 ②発展性 ③協働性 ④効果性 ⑤継続性 ・独自性 ・連携性	適当・不適

～判断する上での着眼点～  
 以下は項目のいづれかに当てはまる活動であること  
 ①先駆性・独自性……他の模範となる先駆的な取組である。  
 または、ユニークな点や創意工夫、地域の歴史・地理等を生かした取組である。  
 ②発展性……規模の拡大や内容の多様化、他への波及が期待できる。  
 ③協働性・連携性……行政と協働して行っている。または、市民と連携・協力して行っている。  
 ④効果性……市民の満足度が高い活動である。または、地域の活性化に寄与する活動である。  
 ⑤継続性……今後も継続的な活動が期待できる。

候補者推薦書  
～資料編～

## 候補者推薦書 2

\*事務局記入欄

分野	まちづくりの推進を図る活動		
活動範囲	鹿野地区	活動年数	10年

※候補者名	ボランティア 城山まもりたい		
【功績内容】 候補者がいつ、どこで、どんな活動をされているのかをご記入下さい。			
○本会の決め事の一つであるボランティアの目的			
城跡公園がもつ自然環境・歴史的環境は、長く地域住民の精神風土となって、鹿野町民の象徴と意義づけられています。この城跡公園の植栽をはじめ自然環境整備は町づくりにつながる事業であり、そのため、住民と行政の協働により「歴史や自然の学習の場・散策や登山などを楽しむ憩の場」として、その保全に努めることを目的とする。			
○年間事業……夏季・秋季・春季事業、薬研堀景観整備事業、鹿野小5年生の総合的な学習への参加			
しかの学校応援団との協働事業などの事業を実施している。この他、年四回の役員会			
総会時の講師による講演会などを実施している。			
○平成20年6月14日設立以来、今年度が10周年の記念すべき年である。			
【協働による取組】候補者と行政との協働での取り組み、または地域との連携・協力等行政や地域との関わりについてご記入下さい。			
○発足当初より、鹿野町総合支所産業建設課、鳥取大学農学部山本教授、県緑化推進委員会、鳥取市			
鹿野町社会福祉協議会などとの協働により、桜・サツキ・ツツジ・ヤマブキ・芝桜等の植栽を進めた。平成29年4月現在の会員数は、62名にもなっている。秋季事業は、小学生・中学生・大学生をはじめ、100名を超える参加者があり、一大イベントとして定着している。この事業は、城			
山みまもりたい主催、鹿野まち普請の会共催、鹿野町総合支所後援である。			
【別添資料】	【表彰歴】		
資料① 平成28年度活動報告 1枚	H21.12.6 とっとり地域連携・総合研究センター取材		
資料② 平成29年度事業計画 2枚	H22.1.29 「都市農村交流」フォーラム発表		
資料③ “城山まもりたい”の決め事 1枚	H25. 「水と緑のオアシス」フェア協力		
資料④ 平成28年度の活動の様子	H26. 4. 3 代表が地域アドバイザー委嘱		
	H28. 4.14 市民運動推進協議会より「美化推進優良者」表彰		
	○秋季イベントが、日本海新聞・ぴよんぴよんネット等で毎年紹介される。		

## 平成28年度 活動報告

&lt;平成28年&gt;

- 04月08日(金) 鹿野小学校入学式参列 渡邊
- 04月14日(木) 鹿野町社会福祉協議会へ助成金交付申請書類提出
- 04月14日(木) 鳥取市市民運動推進協議会より「美化推進優良者」の表彰を受ける
- 04月19日(火) 鹿野中学校訪問、校内ペンキ塗りの打合せ 廣田、渡邊
- 04月30日(土) 第4回役員会 総会議案の審議ほか 8名
- 05月06日(金) 鹿野中学校の壁面ペンキ塗り(小グループ事業) 6名
- 05月29日(日) 第9回城山まもりたい総会 出席者19名
- 06月10日(金) 緑の募金助成金申請書類提出
- 06月13日(月) しかの学校応援団への加入手続き
- 06月26日(日) 第1回役員会 夏季事業ほかについて協議 7名
- 06月29日(水) 夏季事業の事前調査(現地調査) 4名  
城山神社のさやがけの屋根にかぶさる樹木の枝の伐採について行政に相談
- 07月16日(土) 夏季事業 芝桜、松葉菊、山吹の周りの草取りと鳥居付近の清掃作業 19名参加
- 07月29日(金) 緑の募金交付決定通知 131,000円
- 08月21日(日) しかの学校応援団協働事業(小グループ事業) 7名参加  
鹿野中学校廊下のペンキ塗り
- 09月24日(日) 薬研堀景観整備作業(小グループ事業) 14名参加
- 10月08日(土) 第2回役員会 秋季イベントについて 7名
- 10月11日(火) 秋季イベントへの参加要請, 鹿小、鹿中、鳥大、日赤奉
- 10月12日(水) 秋季イベントの苗木・肥料を川本造園へ発注  
支所へ物品借用申請(机、椅子、テントほか)
- 10月19日(水) 鹿野小5年生総合学習 11:30~12:15  
佐々木代表、吉岡樹木医 対応
- 10月21日(金) 「秋・食イベント」準備委員会 15:30~ 4名参加  
鳥取中部地震により参加者少なし
- 10月28日(金) 支所より樹名板8枚受領
- 11月02日(水) 秋季イベントの告知・・・支所へ防災無線での放送原稿持参、依頼

- 11月12日(土) 秋季イベント事前準備 15:00～ 8名参加
- 11月12日(土) 多数の女性陣 トレセンにて「食」の準備
- 11月13日(日) 2016秋季イベント事業 112名参加  
 桜の施肥、山吹・芝桜・松葉菊の植栽と施肥、  
 清掃作業(城山の鳥居、石段周辺)  
 秋・食イベント(おにぎりと猪・豚汁)  
 ※特筆すべきことは、小・中学生の参加が非常に多かったことで嬉しい限りです。
- 11月15日(火) 秋季イベントの参加礼状及び忘年会案内文書配布
- 12月01日(木) 二の丸に高砂百合の種まき 11:00～ 3名  
 (種子は岩谷副代表より受領)
- 12月07日(水) 竹森新聞舗・・・日本海新聞「楽しい仲間」に11月13日の秋季イベント投稿
- 12月10日(土) 忘年懇親会 18:00～於・アイガー 20名参加  
 会費 3,000円(今回第2土曜に変更、参加者増加)

<平成29年>

- 01月19日(木) 日本海新聞「楽しい仲間」に秋季イベントが掲載される
- 02月19日(日) 第3回役員会 13:30～ 8名  
 春季事業、総会の日程等について協議
- 03月07日(火) 春季事業の事前調査 9:00～ 6名  
 大雪による樹木の枝折れなどの被害確認
- 03月17日(金) 鹿野小学校卒業式参列 渡邊
- 03月19日(日) 春季事業 8:00～9:30 26名参加  
 大雪により折れた枝等の伐採と剪定  
 鹿野苑および鳥居付近の清掃

## 平成29年度 事業計画

## 1、基本(三つのところ)

初心へのところ、地域おこしへのところ、協働へのところ

## 2、重点目標(事業課題)

- (1) 事業の推進と継続により、会員相互の連帯強化を図ります
- (2) 事業推進の財源を確保し、会計の健全化につとめます
- (3) 自然環境整備に向け、植栽・剪定等の育成事業を推進します
- (4) 春・夏・秋の三大季節事業の実施に積極的に取り組みます
- (5) 行政や学校、住民との係わりを重んじ、地域との連携強化を図ります

## 3、事業実施計画

## &lt;活動面&gt;

- |                     |   |            |
|---------------------|---|------------|
| (1) 夏季事業            | 主として草刈と清掃作業                             | 7月予定       |
| (2) 薬研堀景観整備事業       | (小グループ作業)                               | 9月予定       |
| (3) 鹿野小5年生の総合学習への参加 |   | 10月予定      |
| (4) 秋季事業            | 桜の施肥を中心に山吹等の植栽や施肥のほかおにぎり<br>と猪・豚汁の食イベント | 11月予定      |
| (5) 忘年懇親会           | 会員相互の親睦をはかる                             | 12月予定 土2土曜 |
| (6) 春季事業            | 伐採と剪定ほか                                 | 3月予定       |
| (7) しかの学校応援団との協働事業  | (小グループ作業)                               | 随時         |

## &lt;組織面&gt;

- (1) 会員の増強に努める(若手会員の勧誘)
- (2) 役員会の開催(4回予定)
  - イ、総会の議案審議ほか . . . 4月
  - ロ、夏季事業他について . . . 6月
  - ハ、秋季イベントについて . . . 10月
  - ニ、春季事業他について . . . 2月
- (3) 監査会 . . . 4月
- (4) 総会 . . . 5月

## &lt;財政面&gt;

- (1) 自己財源の確保(会費、寄付金等)
- (2) 各種助成金制度の活用
  - 県緑化推進委員会と鹿野社協の制度を活用予定

(添付資料)

## “城山まもりたい”の決め事

### 1、ボランティアの目的

城跡公園がもつ自然環境・歴史的環境は、長く地域住民の精神風土となつて、鹿野町民の象徴と意義付けられています。

この城跡公園の植栽をはじめ自然環境整備は町づくりに繋がる事業であり、そのため、住民と行政の協働により「歴史や自然の学習の場・散策や登山などを楽しむ憩いの場」として、その保全に努めることを目的とします。

### 2、ボランティアの名称と基本テーマ

名 称・鹿野城跡公園の環境整備「城山まもりたい」  
基本テーマ・「四季を彩る城山・・・」

### 3、組織構成について

この目的の賛同者であれば鹿野町内・外を問わず受け入れるものとし、より多くの会員を募る。

会員の募集については、個人呼びかけ・行政依頼（支所だより・有線）、チラシ作成等で募る。

尚、個人呼びかけについては趣旨書を作成し、それぞれ当たる。

### 4、役員構成について、

この組織の円滑な活動推進のため、以下の役員を配置する。

代 表（1名）  
副 代 表（若干名）  
事務局長（1名）  
事 務 局（若干名）  
会 計（1名）  
監 事（2名）

○ 夏季事業 (平成28年7月16日)



○ 秋季イベント (平成28年11月13日)



イベント用看板



候補者推薦書 2

\*事務局記入欄

分野	健康の増進を図る活動		
活動範囲	鳥取市内全域	活動年数	2年

※候補者名	のぼなの会		
【功績内容】 候補者がいつ、どこで、どんな活動をされているのかをご記入下さい。			
老人施設・公民館・市民健康サロン等に於いて、認知症・市民の健康年齢の延長を目的として、生ギターによる合唱の音楽と健康体操を融合させた「心と体の健康講座」を開催する活動を行っている。			
また、その活動はフェイスブックにより、全国に発信している。			
緩和ケア病棟で、がん患者さんの心を癒し、生を及ぶ援助をギターと歌の音楽を通じて行っていたと聞いています。			
【協働による取組】候補者と行政との協働での取り組み、または地域との連携・協力等行政や地域との関わりについてご記入下さい。			
①、鳥取市の多数地域の老人会主催の健康講座			
②、オレンジカフェ ボランティア ③、さわやかサロン音楽ボランティア			
④、シャンシャン体操普及ボランティア ⑤、認知症サポーター養成講座ボランティア等			
【別添資料】 活動の様子がわかる資料を必ず添付してください。 添付資料の返却は致しませんので、あらかじめご了承ください。また、提出いただいた写真及び記事は広報誌又は市ホームページのほか、市が発行する広報媒体にて掲載することがあります。 資料内容をこちらにご記入ください。 (添付資料: 活動写真・2枚: 新聞記事・2枚)		【表彰歴】  なし	

ありがとうございました。  
記入欄が足りない場合は、別紙にお書き添えください。(用紙はコピーでも可)

のばなの会



健康講演会



## 候補者推薦書 2

\*事務局記入欄

分野	まちづくりの推進を図る活動		
活動範囲	美保南地区	活動年数	9年

※候補者名	南吉成 クラブ みなみ会		
【功績内容】 候補者がいつ、どこで、どんな活動をされているのかをご記入下さい。			
平成21年町内公民会館竣工の年より、「南吉成老人会」から「南吉成クラブみなみ会」と改めて、町内活性化のために様々な活動を行なっています。			
また南吉成だけではなく美保南地区や美保南小学校の環境整備にも活動の場を広げて地域の皆様の暮らしを温かくサポートしてくださっています。			
※詳細は別紙記載			
【協働による取組】候補者と行政との協働での取り組み、または地域との連携・協力等行政や地域との関わりについてご記入下さい。			
※詳細を別紙記載			
【別添資料】 活動の様子がわかる資料を必ず添付してください。 添付資料の返却は致しませんので、あらかじめご了承ください。また、提出いただいた写真及び記事は広報誌又は市ホームページのほか、市が発行する広報媒体にて掲載することがあります。 資料内容をこちらにご記入ください。 (記入例:活動写真・2枚:新聞記事・2枚)	【表彰歴】		

ありがとうございました。

記入欄が足りない場合は、別紙にお書き添えください。(用紙はコピーでも可)

## 29-みなみ会の活動

\*集会所が平成21年8月二丁目会館竣工、平成21年10月には南吉成老人会の総会で、名称を美保南老人クラブ新生会（市老連）、第二新生会、南吉成、みなみ会と改めて、役員改選、カラオケ会を立ち上げる、同年11月には地区社協の、いきいきサロン、みなみ会を申請、月4回の集いを持ち、1回を食事会とする。食事会に、その月の誕生日をお迎えの方にお祝いの贈呈をする。

\*公園愛護会の業務を引き継ぎ、遊具の点検。園内月1回の除草を行い個人ではGGを随時行っている。

\*平成22年4月には、市老連の友愛訪問活動事業を申請し現在も3名の訪問継続中。訪問担当者を決めて、一人暮らしの家庭を月1回食事会の時の食事をもって訪問短時間ですが雑談をする。

\*平成25年には、資源回収事業を町内の許可を経て行い、年2回の研修会の経費にあてています。

\*年3回程度、清水川土手、千代川土手の遊歩道の除草をおこなう。  
千代川土手に彼岸花の球根を500個ほど千代川河川敷で彼岸花球根を採取して移植、5年になり彼岸花の数も年々増えている。

\*台風などの警報には、空き家、一人暮らしの方の周辺みまわり等をおこなう。  
定期的に、民家の除草を行う

\*交通安全と、地区の交対協の一町区マナーアップ運動に積極的に参加する。

\*防犯の取り組みに、夜まわり等に参加する。

\*防災についても、町内防災部と連携をして積極的に訓練に参加している。

\*美保南小学校環境ボランティア（地区民と共に）を年10回位行い5年継続中。

\*他町区との交流を、食事会。GG大会、カラオケ会、を実施している。

\*鳥取医療生協のご支援で、暮らしと健康チェックを月1回集まり生活相談と血圧測定、尿検査を行う。

\*しゃんしゃん体操の指導員により、第1週をころばぬ体操、体重測定、握力測定、片足立ち測定をおこなっています。



年2回の研修会



他町区と交流の食事会とカラオケ



転ばぬ体操



1町区交通安全マナーアップ運動参加



防犯夜回りに参加



食事会と誕生日御祝



消火訓練に参加



消火器具操作訓練



公園愛護会除草作業

候補者推薦書 2

\*事務局記入欄

分野	農山漁村の振興を図る活動		
活動範囲	米里地区	活動年数	10年

※候補者名	古郡家環境保全隊		
【功績内容】候補者がいつ、どこで、どんな活動をされているのかをご記入下さい。			
<p>国の交付金事業（現在は多面的機能支払い）の開始をうけ、平成19年4月の組織設立以降、年間を通じ集落内の農地、水路等の保全活動を中心に行っているが、様々な活動を通じて、集落の活性化につながってきた。具体的には、水路等の維持修繕作業や農道等の草刈りなどの共同作業のほか、子どもから高齢者まで参加しての通学路やプランター等への植栽。地域の歴史・文化を再発見するべく、古郡家1号墳や中臣崇健神社を学ぶ会や、解説板の制作、さらには、休耕田を活かした古代米（赤米）づくりも行い、共同収穫作業をおこなっている。また、組織設立初年度に久末川土手に桜苗木を植樹し、ここ数年は集落での花見を行い地域住民が集い楽しむ機会の一つとなっている。</p>			
【協働による取組】候補者と行政との協働での取り組み、または地域との連携・協力等行政や地域との関わりについてご記入下さい。			
<p>米里地区で毎年開催されるよねさと祭りには、赤米もちを出品したり、集落内の行事にはおにぎりを提供するなど地域とも連携した取り組みは好評を博している。また、今年3月には桜ヶ丘中学校で地域と生徒会の共同で行われた桜植樹プロジェクトにも、赤米を提供したところである。</p>			
【別添資料】 活動の様子がわかる資料を必ず添付してください。 添付資料の返却は致しませんので、あらかじめご了承ください。また、提出いただいた写真及び記事は広報誌又は市ホームページのほか、市が発行する広報媒体にて掲載することがあります。 資料内容をこちらにご記入ください。 (記入例:活動写真・2枚:新聞記事・2枚)	【表彰歴】  平成26年4月 鳥取市市民運動推進協議会感謝状 (美しいまちづくり)		
機関紙			

ありがとうございました。  
記入欄が足りない場合は、別紙にお書き添えください。(用紙はコピーでも可)

# 古郡家環境保全隊だより

(第12号)

(平成26年2月発行)

新しい計画期間2年目となり、平成25年度に予定した活動は、皆様のご協力とご参加によりほぼ計画どおりに進めることができ、事業も残り少しとなりました。ありがとうございました。来年度からは、国の制度が変わりますが、保全隊の事業は引き続き行いますのでよろしくお願ひします。

## 1 平成25年度を振り返り

### (1) 基礎活動

#### ○水路の泥上げ

5月11日と18日、代かきを前に湯の口と上山で関係者による水路の井手浚えを行いました。



#### 本年度役員 (H26.1 現在)

代表：雨河俊夫

副代表：山根慧典、前田康正

書記：福田忠司

会計：桑村紀幸

監査役：雨河昇、芦澤正吉



#### ○畦の草刈

春と夏の2回、各戸で行われた草刈の状況を確認しました。

#### ○湯の口排水路の泥上げ

4月13日、排水路の泥上げを行いました。

#### ○伊勢谷農道の整備

古郡家1号墳の周りを通る伊勢谷の農道に生えている笹や草を刈り取りました。(5月、8月)



#### ○いのしし被害対策

上山に檻(7~10月)と電気柵(6~11月)を設置しました。



### (2) 農村環境保全活動

#### ○花いっぱい環境づくり

春(5月)と秋(11月)の2回、プランターに花を植え、バス停、四つ堂、公園に配置しました。秋には神社の竹を切り出して農道の花壇を一新し、ビオラの苗を植え付けました。



#### ○菖蒲園づくり

5月19日、伊勢谷の休耕田を利用して植え付けた菖蒲園の草刈りをしました。



### ○ゴミのない環境づくり

5月19日と10月21日の2回、市の一斉清掃に合わせゴミ回収を実施し、農道や水路がきれいになりました。



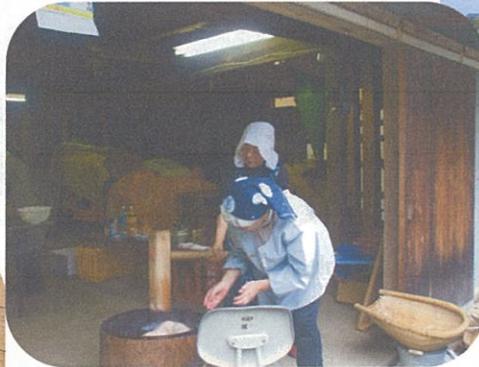
### ○桜土手づくり

初年度から植え始めた約20本の桜も大きくなってきましたが、草刈を定期的に行いました。4月7日に花見をしましたが天候により作業場内での開催となりました。



### ○赤米づくり

10月5日、皆で稲刈りを行い、10月26日の米里まつりでは、作業場で餅つきした餅を「古郡家の古代米」赤米もちとして販売。270パックが売り切れました。(日本海新聞にも掲載されました)



### ○わら細工と赤米ぼた餅

12月15日、もち米のわらでしめ縄をつくりました。昨年度収穫した赤米でぼた餅をつくり、皆で食べました。



## 2 今後の計画

### ○上山の水路と農道の整備工事

水路(U字溝41m)の改修工事と農道(18m)のコンクリート舗装工事が3月1日~3月22日まで行われます。

### ○古郡家1号墳の案内看板設置

2月中旬に古郡家1号墳の案内看板が現地上ノ山に設置されます。散歩がてらご覧ください。

\*25年度総会は、3月29日(土)午前に予定していますので、よろしくお願いします。

# 古郡家環境保全隊だより

(第 15 号)

(平成 29 年 3 月発行)

平成 19 年度からスタートした取組みも 10 年が経ちました。平成 28 年度に予定した活動は、皆さんの御協力によりほぼ計画どおりに進めることができました。ありがとうございました。さらなる 10 年に向けて、引き続き、古郡家の農地・水・環境を保全していく活動に皆さんの参加をお願いします。

## 1 平成 28 年度を振り返り

### (1) 農地維持

#### ○水路の泥上げ

5 月 8 日と 14 日、代かきを前に湯の口と上山で関係者による井手ざらえを行いました。



#### ○イノシシ被害対策

春先から秋にかけ、上山に檻と電気柵を設置しました。年々被害は拡大しています。11 月 23 日には、檻を伊勢谷の神社下手の畑に移設し、3 月には移動式の檻も上山に設置しました。

#### ○畦の草刈

春 (5 月) と夏 (7 月) の 2 回、各戸で行われた草刈の状況を確認しました。



### (2) 農村環境保全

#### ○花いっぱい環境づくり

7 月に農道に花壇枠を新設し、7 月と 11 月の 2 回、農道花壇とプランターに花を植え、プランターはバス停、四つ堂、公園に配置しました。



#### ○ゴミのない環境づくり

5 月 14 日と 10 月 16 日の 2 回、市の一斉清掃に合わせゴミ回収を実施し、農道や水路がきれいになりました。



#### ○桜土手づくりと花見

初年度から植え始めた約 20 本の桜も大きくなってきました。前年に引き続き、4 月 9 日に外での花見をしました。その他、桜土手の除草や草刈を定期的に行いました。



**○赤米づくりと米里まつり**

休耕田を利用して赤米を育て、9月25日に共同作業で稲刈りを行い、10月29日の米里まつりでは、古郡家作業場で搗いたもちを「古郡家の赤米もち」として販売しました。今年はおこわも出しましたが、大好評のうちに売り切れました。



**○わら細工と豚汁&赤米おにぎり**

12月17日、本田さんを講師に、もち米のわらでしめ縄をつくりました。その後、昨年度収穫した赤米でおにぎりをつくり、豚汁と一緒に、皆でおいしくいただきました。



**○先進地視察研修**

11月5日、先進的な活動を行い、表彰も受けている岡山県奈義町西原地区にうかがいました。代表者のお話を聞き、今後の活動の参考としました。参加は15名でした。



**○神社看板設置**

歴史を生かした農村環境づくりを進める中、3月25日に神社の由緒などを説明する看板を設置しました。



**施設関係整備**

**○湯ノ口用水路のかさ上げ**  
(9月21日～11月6日)



**○湯ノ口水路の補修**  
(11月1日～12月17日)



**本年度役員 (H29.3 現在)**

- 代表：雨河俊夫
- 副代表：山根慧典、西尾幸広
- 書記：福田忠司
- 会計：桑村紀幸
- 監査役：雨河昇、芦澤正吉

**○水田入口の整備**  
(9月21日～11月6日)

候補者推薦書 2

\*事務局記入欄

分野	環境の保全を図る活動		
活動範囲	米里地区	活動年数	10年

※候補者名	越路環境保全		
【功績内容】 候補者がいつ、どこで、どんな活動をされているのかをご記入下さい。			
<p>越路集落は三方を山に囲まれた谷間に位置しており、谷水をため池に溜めて田畑を耕作しています。そのため、毎年村民全員でため池の草刈り、泥上げ等の作業を行なっています。</p> <p>ため池の水は谷川を経由して、各井出に流れます。井出の水路は毎春全員で、水路の草刈り、泥上げを行なっています。しかし、水路は全般的に老朽化し漏水が発生しています。</p> <p>また、三方の山からイノシシ、シカ等が出没し、獣害被害をもたらしています。そのため、農地との境界に獣害防止用の金網を設置し、毎年金網の点検、補修を行なっています。</p>			
【協働による取組】 候補者と行政との協働での取り組み、または地域との連携・協力等行政や地域との関わりについてご記入下さい。			
<p>市役所には、老朽化した水路の補修について、大変ご協力をいただき、順次補修工事を進めています。</p> <p>また、地域の女性会、自警団等の協力により、村内の広場に花を植栽し、景観を維持するよう努めています。</p> <p>子供会とは、ホタル・水辺の生物の観察をとおして、谷川の状況を確認しています。</p>			
<p>【別添資料】</p> <p>活動の様子がわかる資料を必ず添付してください。</p> <p>添付資料の返却は致しませんので、あらかじめご了承ください。また、提出いただいた写真及び記事は広報誌又は市ホームページのほか、市が発行する広報媒体にて掲載することがあります。</p> <p>資料内容をこちらにご記入ください。</p> <p>(記入例: 活動写真・2枚: 新聞記事・2枚)</p>	<p>【表彰歴】</p>		

ありがとうございました。  
 記入欄が足りない場合は、別紙にお書き添えください。(用紙はコピーでも可)



候補者推薦書 2

分野	まちづくりの推進を図る活動		
活動範囲	城北地区	活動年数	6年

※ 候補者名 「城北ふらっとサロン」	
[ 功績内容 ] 候補者がいつ、どこで、どんな活動をされているのかをご記入下さい。	
城北地区の高齢者や子育て中の若い世代まで、誰でも気軽に立ち寄りくつろげる、「ひだまり」のような居場所をつくろうと、平成23年12月7日「城北いこいの家」を会場に、「城北ふらっとサロン」が開設された。名称のように、住民誰もが「ふらっと」立ち寄り「フラット」な立場で交流することをモットーに毎週水曜日に開設され、現在まで6年間近く欠かさず開かれている。	
「ふらっとサロン」は普段は参加費200円(地域通貨でも可)で、コーヒー、お茶、お茶菓子などのサービスを受けながら話し合い、健康診断、講話、カラオケ等あり退屈されない。また、月1回は軽食(250円)もあり、高齢者に喜ばれている。このサロンは普段に30人から45人の参加者があり、年間42回程度開催されている。	
「ふらっとサロン」は開設以来6年を経過し、地域住民にすっかり定着し、「ふらっとサロン」の無い生活は考えられない存在感のある事業として定着している。	
このサロンは会長の橋本橋本京子さんを中心に、10名のスタッフの協力により運営されており、スタッフの理解、熱意と会長の献身的な努力に支えられいる、そのチーム力の良さも素晴らしく称賛されている。	
月1回程度の開催と、週1回の開設では住民の期待度が全く違ってくると思われる。「ふらっとサロン」の週1回の開設ありがたい、というのが住民の声であり、継続されることを望む声強い。	
[ 協働による取組 ] 候補者と行政との協働の取り組み、または地域との連携、協力等行政地域との関わりについてご記入下さい。	
① 城北地区の高齢者の居場所づくりに貢献し、地域のまちづくりに欠かせない貴重な事業である。	
② 鳥取市福祉部や地域の各福祉事業所等との窓口として情報伝達の欠かせない存在になっている。	
③ 「城北ふらっとサロン」をモデルグループに指定し、「シャンシャン体操」の効果測定を実施中です。	
[ 別添資料 ]	[ 表彰歴 ]
① 「ふらっとサロン」開催風景写真 3枚	
② 日本海新聞「ふらっとサロン」紹介記事 1枚	

開催時の目印



癒し地蔵作り



談話の様子



